

安心して治療が受けられる制度を！

一九八八年、国は「公害は終わった」として、鶴見区を含めた全国四一の公害指定地域を解除し、新たな被害者の救済の道を閉ざしました。しかし、依然として自動車排出ガスによる大気汚染は深刻で、被害者は発生し続けました。さまざまな理由で公害健康被害補償法の申請をためらった患者、その後に発生した患者は未救済のまま放置されています。ぜん息で苦しむ患者が、国と自動車メーカー七社を相手に公害調停を申立てました。未救済の患者は「ぜん息患者医療費救済制度」を求めて訴えます。

会社に知られると「クビ」になると思い

私は、三五歳の時に川崎・水江町で働きはじめました。当時の川崎は、工場と大型車ディーゼル車の排気ガスによって、大変深刻な公害が発生していました。そのためにも多くの方が健康を害してしまいました。

私が住んでいる鶴見区は、公害指定地域でした。私が住む近くには、国道15号があり、ひっきりなしに自動車と大型ディーゼル車の走行量が多く自動車排ガスによる大気汚染はひどい状況です。川崎公害裁判では、被告道路の一つで、公害発生道路として断罪されました。

会社の帰りに発作を起し、道に渦くまっていると、運よく同僚が見つけれ救急車を呼んで、病院に運ばれました。その時は治療を受け、事なきを得ましたが、医師から「気管支ぜん息」と告げられました。

沖繩生まれで、人一倍健康な私が、「ぜん息！」と耳を疑いました。

医者からは、公害認定を受けるように勧められ、認定を受ければ、「医療費」、「生活補償」が受けられ、安心して治療が受けられることを知らされました。しかし、私は、会社に知られるとクビになると考え、申請しませんでした。

発作が起ると息ができなくなり、横になることもできず壁にもたれ、じっと発作が治まるのを待ちます。一歩も動くことができないので、そうするしかないので。7〜8メートル先のトイレに行くこともできず、情けないことですが失禁してしまいうこともありました。発作は、突然おそってくるので出かけるときは吸入薬を持ち歩かなければ出かけることができません。私が、一番困っているのは、治療費、薬代が

大気汚染地域ぜん息患者 公害調停で救済訴え

大気汚染地域のぜん息患者らが国、自動車メーカーを相手に医療費助成制度の創設と財源負担を求めて公害等調整委員会に申し立てた公害調停の第一回が17日、開催されました。

患者側弁護団は陳述で、公害健康被害補償法（公健法）指定地域の救済を拒否してきた環境省の誤りなどを指摘。大気汚染、水俣、アスベスト、薬害などはいずれも民事責任とは切り離して社会保障的な制度として医療費救済が実施されており、裁判のような因果関係や責任まで問題にするのは誤りであることを指摘しました。

また救済制度のない千葉県在住の患者が、経済的に苦しく治療を抑えざるを得ない実態を告発。東京都の患者からは、都制度の救済

けるように勧められた時に、なぜ申請しなかったことが悔やまれてなりません。

国、自動車メーカーにおいて、ぜん息患者の健康回復を図るため、お金を心配せずに、安心して治療が受けられる医療費救済制度を一日も早く実施していただくことを心からお願います。

2019年7月24日 NO, 32

横浜ぜん息患者救済をめざす会

横浜市神奈川区鶴屋町

3-35-1第2米林ビル5階

☎045-320-6371

川崎公害病患者と家族の会

川崎市川崎区砂子 2-8-1-304

「ぜん息患者の救済制度」を求め、「公害調停」!

全国公害患者の会連合会を中心に、一九八八年の公害指定地域解除後に発生した患者、さまざまな理由で申請手続きを行えなかった患者は、ぜん息発作の苦しみと高い医療費負担の二重苦に苦しめられています

国は一日も早い制度創設の決断を!

「公害調停」では、国（環境省）に対して「ぜん息患者医療費救済制度」の創設、また自動車メーカー七社に対して、制度への財源拠出を求めています。

大阪・西淀川（一九九八年七月和解）、川崎（一九九九年五月和解）、兵庫・尼崎（二〇〇〇年一月和解）、名古屋（二〇〇一年八月和解）で争われた大気汚染公害訴訟で、国の道路設置管理責任（自動車排出ガス大気汚染公害）が厳しく断罪されました。

各地判決は、自動車排出ガスによる大気汚染が現在進行形であり、ぜん息発症と増悪の因果関係を認めるものでした。尼崎と名古屋の判決では、環境基準を超える状況が発生した場合は、「（自動車の走行を）差し止め」る、判決が言い渡されました。国の指定地域解除後も新たなぜん息患者が発生していたのです。国が、判決を真摯に受け止めるならば救済制度を創設する必要があったのです



川崎公害の判決

自動車メーカーは財源拠出を!

一方、自動車メーカーは、東京大気汚染公害裁判（二〇〇七年八月和解）で被告となりました。前述の裁判判決に加え、東京高裁和解では自動車排出ガスによる大気汚染を深刻にした社会的な責任があることを明らかにしました。

指定地域解除後も深刻な大気汚染の状況があり、ぜん息患者が発生したわけですから自動車メーカーもその社会的な責任を果たさなければならぬと思います。

しかし、自動車メーカーは、この間に発生した患者の救済に責任を取るところか、今現在、単体対策を進めているから、責任を果たしていると言い張り、単体対策が不十分な時期に発生した患者の救済を行おうとしていません。国と自動車メーカーは、一日も早くぜん息で苦しむ患者が安心して、治療が受けられる制度創設を決断すべきです

